

令和6年度診療報酬が施行される6月1日以降、小児入院医療管理料が認められている小児病棟で付き添い環境改善に対する本格的な取り組みがまず始まり、それが小児科を有する医療機関全体に波及していくことを大いに期待しています。

同時に患者・家族支援団体である当団体においても、全国の小児科を有する医療機関の皆様と緊密に連携し、親が安心して入院中の子どもに付き添えるよう食事や睡眠環境を中心とした生活支援の活動により一層注力し、病気のお子さんの早い回復と健やかな成長・発達に貢献してまいります。

■令和6年度診療報酬改定 小児医療、周産期医療の充実

小児入院医療管理料における保育士・看護補助者の評価の新設

第1 基本的な考え方

入院中であっても子どもの成長・発達に対する支援が行われ、かつ、希望によって家族等が子どもに付き添う場合に家族等に過度な負担がかからない医療機関の体制を確保する観点から、保育士や看護補助者の配置について、小児入院医療管理料の要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 小児入院医療管理料の注2及び注4の加算について、保育士を複数名かつ夜間に配置している場合の評価を新設する。

【現行】

小児医療入院管理料

注2 1日につき 100点を所定点数に加算する。

注4 重症児受入体制加算として、1日につき 200点を所定点数に加算する。

【改定後】

小児医療入院管理料

注2 次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

保育士1名の場合 100点 保育士2名以上の場合 180点

注4 次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。

重症児受入体制加算1 200点 重症児受入体制加算2 280点

2. 小児入院医療管理料に、夜間を含めて看護補助者を配置している場合の評価を新設する。

(新) 看護補助加算 (1日つき) 151点

(新) 看護補助体制充実加算 (1日につき) 156点

3. 小児入院医療管理料において、小児の家族等が希望により付き添う場合は、当該家族等の食事や睡眠環境等の付き添う環境に配慮することを規定する。

(第584回中央社会保険医療協議会総会資料より抜粋)